

## 休暇に関する制度改正（案）について

### 1. 年次有給休暇等の時間単位取得

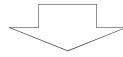
#### (1) 概要

年次有給休暇や子の看護休暇、育児参加休暇等について、時間単位での取得に係る運用方法を変更する

#### (2) 改正内容

現 行：1日を7時間45分としたうえで、1時間を7回、45分を1回として取得

1日分を使いきらずに次の1日分を時間休暇として取得することはできない



改正後：1日を8時間としたうえで、1時間を8回取得 ※45分の取得単位は廃止  
(対象となる休暇) 年次有給休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、  
子の看護休暇、短期の介護休暇

#### (3) 改正時期

令和5年4月1日

### 2. 生理休暇

#### (1) 概要

生理により就業が著しく困難な女性職員に対し付与される生理休暇について、必要な時に適切な範囲で取得することができるよう、制度改正を行う

#### (2) 改正内容

##### ①取得単位の追加

1日単位での取得に加え、半日、時間単位での取得を可能とする

##### ②休暇名称の変更

取得への心理的ハードルを下げるため、休暇名称を健康支援休暇とする

##### ③取得方法の変更

連続する2日を超えて休暇を取得する場合、診療明細書等の提出を求めることとする

#### (3) 改正時期

令和5年4月1日